

令和6年1月10日

公益社団法人神奈川県医師会長
公益社団法人神奈川県病院協会会長
公益社団法人神奈川県歯科医師会長
一般社団法人神奈川県精神科病院協会会長
公益社団法人神奈川県助産師会長
公益社団法人神奈川県薬剤師会長
一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会神奈川支部長
一般社団法人日本保険薬局協会会長
一般社団法人神奈川県鍼灸マッサージ師会長
公益社団法人神奈川県鍼灸師会長
公益社団法人神奈川県柔道整復師会長
一般社団法人神奈川県歯科技工士会長

様

神奈川県健康医療局保健医療部医療課長
神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課長
(公 印 省 略)

令和5年度下半期医療機関等物価高騰対応支援事業の実施予定について（通知）

本県の健康医療行政につきまして、日頃より御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび本県では、物価高騰の影響により、公定価格のため医療費に転嫁できない保険医療機関等を支援するため、令和5年度上半期に引き続き支援金を支給することとしました。

現在、当該支援金の支給に向けて調整を進めているところですが、別添のとおり実施を予定しておりますので、今後のスケジュール等についてお知らせいたします。

つきましては、お忙しいところ大変恐縮ですが、貴会員あて周知いただきますようお願いいたします。

また、支援金の申請受付開始にあたりましては、別途関係団体の皆様あて通知するとともに、対象となる県内各事業者あてには、委託業者から個別に案内を郵送する予定ですので、あらかじめ御承知くださいますようお願いいたします。

なお、県ホームページにも、随時、情報を掲載してまいりますので、併せて御確認をお願いいたします。

【各事業者への申請案内の送付時期】

令和6年1月末頃を予定しています。

※ 各事業者あてに委託業者から郵送いたします。

【当該支援金に関する問合せ窓口】

令和6年1月下旬からコールセンターを設置する予定です。

※ 県ホームページ及び申請案内等で随時お知らせいたします。

問合せ先

医療機関等物価高騰対策支援事業担当

電 話 045-210-4874 (直通)

令和5年度下半期神奈川県医療機関等物価高騰対応支援金の概要

1 支援対象及び支援額

支援対象	支援額
病院（特別高圧受電）	1床当たり 21,000円
病院（特別高圧受電以外）のうち、 病床数が26床以上の医療機関	1床当たり 19,000円
病院（特別高圧受電以外）のうち、 病床数が20床以上25床以下の医療機関	1施設当たり 475,000円 ^{※2}
有床診療所 ^{※1} のうち、 病床数が2床以上19床以下の医療機関	1床当たり 25,000円
有床診療所のうち、病床数が1床の医療機関	1施設当たり 41,000円
無床診療所 ^{※1} 、薬局、助産所、あん摩・針・きゅう施術所、 柔道整復施術所、歯科技工所	1施設当たり 33,000円

※1 有床診療所及び無床診療所には、歯科診療所を含む。

※2 24床以下の病院（特別高圧受電以外）は、1床当たりの単価で算出すると有床診療所より支援額が少なくなるため、25床分の支援額を支給する。

2 支給要件（予定）

下記の基本的要件及び施設別要件を全て満たす事業者を対象とします。

【基本的要件】

- ・神奈川県内に所在すること
- ・令和6年3月31日まで運営を継続する予定であること

【施設別要件】

(1) 医療機関・薬局

令和5年10月1日以前に保険医療機関又は保険薬局の指定を受けていること

(2) 助産所（出張専門を含む）

令和5年10月1日以前に助産所の開設の届出を行っていること

(3) あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう施術所（出張専門を含む）

令和5年10月1日以前に健康保険法等に基づく療養費の受領委任の取扱いについて、厚生（支）局長、及び神奈川県知事から承諾の通知を受けていること

(4) 柔道整復施術所

令和5年10月1日以前に健康保険法等に基づく療養費の受領委任の取扱いについて、厚生（支）局長、及び神奈川県知事から登録の通知を受けていること

(5) 歯科技工所

令和5年10月1日以前に歯科技工所の開設の届出を行っていること

3 申請方法

①電子申請

審査等の委託業者における電子申請システムの準備が出来次第、申請受付開始予定（令和6年1月末頃）

②郵送申請（紙申請）

審査等の委託業者から各事業者への申請案内は、令和6年1月末頃までに送付完了予定。

4 申請に必要な書類（予定）※電子又は郵送で申請

（1）令和5年度上半期支給決定者

・申請書

※上半期と申請内容に変更がない場合は、申請書のみの提出を要件とする。

（2）令和5年度下半期新規申請者（（1）を除く）

① 申請書

② 支援対象機関であることを確認できる書類（別紙参照）

③ 保険診療事業等を継続的に実施していることを確認できる書類（別紙参照）

④ 振込先口座の通帳（写）（表紙及び表紙を一枚めくった見開きページ）

⑤ その他知事が必要と認める書類

5 今後のスケジュール（予定）

（1）申請受付期間

令和6年1月末頃～令和6年3月8日

（2）支給時期

審査完了したものから、順次支給開始（令和6年5月下旬までに支払予定）。

医療機関等種別	添付書類 支援対象機関であることを確認できる書類（例）	添付書類 保険診療事業等を継続的に実施していることを確認できる書類（例）
病院（特別高圧受電）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険医療機関指定通知書(写) ・ 特別高圧受電施設であることを示す書類(写) ※ 特別高圧受電契約書、電力料金請求書等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診療報酬支払通知書(写)
病院（特別高圧受電以外）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険医療機関指定通知書(写) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診療報酬支払通知書(写)
有床診療所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険医療機関指定通知書(写) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診療報酬支払通知書(写)
無床診療所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険医療機関指定通知書(写) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診療報酬支払通知書(写)
薬局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険医療機関指定通知書(写) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調剤報酬支払通知書(写)
助産所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助産所開設届の控え(写) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産育児一時金支払通知書(写)
あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう施術所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 療養費の受領委任の取扱いに係る承諾通知書(写) ※ 厚生(支)局長及び神奈川県知事が発行したもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支払い結果通知書
柔道整復施術所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 療養費の受領委任の取扱いに係る登録通知書(写) ※ 厚生(支)局長及び神奈川県知事が発行したもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支払い結果通知書
歯科技工所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科技工所開設届の控え(写) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険診療案件について受託している旨を誓約する書面等